

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

## 報道取材情報（沼津市）

令和2年2月14日（金）発表

名称等 沼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との  
調和に関する条例（案）のパブリックコメントを  
実施します。

担当 都市計画部 まちづくり指導課  
直通 055-934-4762 内線 2546

### 1 内容

太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー発電の推進は、環境配慮などの面から、国のエネルギー政策としても進められています。その一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、景観を阻害する施設や周辺環境への配慮を欠いた施設が建設され、近隣住民とのトラブルになる事例や、災害の要因であることが指摘される事例が社会問題となっています。

こうしたことから、再生可能エネルギー発電設備の設置について、別紙条例（案）のとおりに本市の景観や自然環境、生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るべく、条例を制定しようとするものです。

また、本条例（案）について、市民の皆さんの意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

### 2 パブリックコメント

令和2年3月2日（月曜日）～令和2年3月31日（火曜日）

※多くの市民の方に周知いただきたくため、告知等ご協力願います。

# 沼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）

## 1. 条例名

沼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）

## 2. 条例制定の背景及び目的

太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー発電の推進は、環境配慮などの面から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称FIT法）による固定価格買取制度など、国のエネルギー政策としても進められています。その一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、景観を阻害する施設や周辺環境への配慮を欠いた施設が建設され、近隣住民とのトラブルになる事例や、災害の要因であることが指摘される事例が社会問題となっています。

こうしたことから、再生可能エネルギー発電設備の設置について、本骨子（案）のとおり本市の景観や自然環境、生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るべく、条例を制定しようとするものです。

## 3. 制定する条例の内容

### 【目的】

- ・本市の景観や自然環境、生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### 【基本理念】

- ・本市の景観や自然環境・生活環境は、市民共通の財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域の意向を踏まえて保持及び保全が図られなければならない。

### 【責務】

- ・市はこの条例の基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずる。
- ・事業者は関係法令及びこの条例を遵守し、本市の景観や自然環境、生活環境に十分配慮するとともに、近隣関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。
- ・事業者は近隣関係者から事業に関する苦情があった場合は、近隣関係者の理解を得るようできる限りの対応をするよう努めなければならない。
- ・市民はこの条例の基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければならない。
- ・土地所有者等は事業により自然環境も若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することがないように、土地を適正に管理しなければならない。

### 【抑制区域】

・市長は次に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境、優良な農地及び森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められること。
- (2) 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれていること。
- (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。
- (4) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。
- (5) その他再生可能エネルギー発電設備設置事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがあること。

#### 【適用除外】

・次のいずれかに掲げる事業については適用しない。

##### (1) 太陽光

ア 事業区域が1,000平方メートル未満の事業

イ 建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置するもの

##### (2) 風力 事業区域が1,000平方メートル未満の事業のうち、再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以下の事業

#### 【説明会の実施】

・事業者は市内において事業を実施しようとするときは届出に先立って、あらかじめ近隣関係者に対し当該事業に関する説明会を実施しなければならない。

#### 【届出】

・事業者は市内において事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、届出をしなければならない。

#### 【同意】

・事業者は市内において事業を実施しようとするとき、又は変更しようとするときは市長の同意を得なければならない。

・抑制区域内においては太陽光発電設備で太陽電池モジュールの総面積が5,000㎡以下の事業、風力発電設備で事業区域が10,000㎡未満の事業のうち再生可能エネルギー発電設備の高さが13m以下の事業以外は同意しない。

・市長は同意の際にこの条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

#### 【報告及び立入調査】

・市長はこの条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### 【指導、助言及び勧告】

・市長は必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行う

ことができる。

- ・市長は必要があると認めるときは、指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者等に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

**【公表】**

- ・市長は勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。